

鎌ヶ谷市介護職員初任者研修等費用助成事業補助金 Q & A 集

- 問 1 **鎌ヶ谷市民ではありませんが対象となりますか。**
回 答 対象になります。鎌ヶ谷市内の介護保険サービス事業所に勤務している方であれば対象になります。
- 問 2 **非常勤で就業している場合は対象となりますか。**
回 答 対象になります。
- 問 3 **通信講座で研修を受けたのですが対象となりますか。**
回 答 対象になります。
- 問 4 **事業者の代理申請は可能ですか。**
回 答 できません。申請できるのは本人のみです。
- 問 5 **領収書を紛失した場合どうしたらいいですか。**
回 答 必ず必要となりますので、研修事業者に領収書の再発行を依頼してください。
- 問 6 **研修費用をクレジットカード払いにしたため領収書がありません。**
回 答 研修事業者から発行される「クレジット契約証明書」や「クレジット明細書」等を領収書に代えることが可能です。研修事業者にご相談ください。
- 問 7 **領収書に受講費と教材費がまとめて記載されている場合、申請書にはどのように記載すればよいですか。**
回 答 受講料の欄に合計額をまとめてください。
- 問 8 **研修受講の入学金や交通費は助成の対象となりますか。**
回 答 対象になりません。
- 問 9 **研修事業者から指定された教材を購入した場合も対象になりますか。**
回 答 対象になります。ただし、副教材（指定の品目でなくとも代替可能なもの）については対象外となります。
- 問 10 **研修事業者からキャッシュバックを受けた、または、就業先から助成を受けた場合申請できますか。**
回 答 研修費用からキャッシュバックを受けた分、または助成を受けた分を引いた金額について対象となります。申請時に必ずその旨を報告し、助成を受けた金額を確認できる書類とあわせて申請してください。

問 1 1 **研修費用について、ハローワークから教育訓練給付を受けました。残りの金額について、助成を受けることができますか。**

回 答 助成の対象となりません。教育訓練給付等、公的制度により助成を受けている場合には、本市助成制度の対象外となります。

問 1 2 **初任者研修の費用の助成を受けたあとに実務者研修の費用について助成を受けられますか。**

回 答 対象になります。

問 1 3 **介護職員初任者研修と実務者研修のセットのコースを受講したのですが対象となりますか。**

回 答 対象になります。申請書類はそれぞれ作成し、別々に申請を行ってください。なお、領収書にはそれぞれの研修についての内訳を記載してください。

問 1 4 **研修を終了し、市内事業所に6ヶ月以上就業したのですが、現在は退職している場合、助成の対象になりますか。**

回 答 対象になりません。6ヶ月以上継続して就業した事業所で、申請日においても就業していることを要件としています。ただし、市内事業所にあらためて就業し、再度6ヶ月以上勤めた時点で交付要件を満たしている場合には対象となります。

問 1 5 **派遣社員として就業中ですが対象になりますか。**

回 答 対象になりません。鎌ヶ谷市内の介護事業所等に6ヶ月以上直接雇用されている方が対象です。

問 1 6 **研修が終了してからいつまで申請できますか。**

回 答 介護職員研修の終了日の翌日から1年間であれば申請可能です。

問 1 7 **就業証明書が発行日から14日を過ぎてしまいました。**

回 答 就業証明書は発行された日から14日以内のもののみ有効です。就業中の事業所に再発行の依頼をしてください。

問 1 8 **研修の受講先に制限はありますか。**

回 答 市外で開催される研修も可とし、受講先について制限はありません。

問 1 9 **振込先を会社名義にできますか。**

回 答 できません。振込先は本人のみ有効です。